

ひとり親就労チャレンジ事業保育支援費実施要領

制定日 こ女第 213-2 号 令和 7 年 6 月 13 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、ひとり親就労チャレンジ事業実施要綱（令和 7 年 6 月 13 日こ女第 2 13 号）第 11 条における職場訓練時の保育支援費に関して、必要な事項を定める。

(保育支援の対象者)

第 2 条 保育支援の対象者は、ひとり親就労チャレンジ事業において職場訓練を実施する職場訓練生で、かつ、職場訓練実施期間中にこどもを保育所等に預けた者とする。

2 前項の規定に関わらず、国、県、市町村等により、保育料に係る助成を受けている場合には、助成対象外とする。

(保育所等の定義)

第 3 条 前条で規定する保育所等は次のとおりとする。

- (1) 認可外保育所
- (2) 学童保育
- (3) ファミリー・サポート・センター
- (4) 病児保育
- (5) その他

(保育支援費の額)

第 4 条 保育支援費の額は、職場訓練期間中における対象者が扶養するこどもに係る保育利用料実費とし、支援対象となるこども一人 1 か月あたり 33,000 円を上限とする。

2 こども一人 1 か月あたりの保育利用料実費については、下記の通り、日割りにより算出するものとする。

- (1) 保育料が日額の場合

職場訓練実施日のうち、対象者のこどもが保育を利用した日に該当する保育料の合計額

- (2) 保育料が月額の場合

「対象者のこどもが利用する保育所等が定める保育料月額」/「その保育所における該当月の営業日数」×「職場訓練実施日のうち、対象者のこどもが保育を利用した日数」

3 支援対象期間は職場訓練期間とする

(申請手続)

第 5 条 保育支援費の申請は、保育支援の対象者が保育支援費申請書（第 1 号様式）を受託者へ提出し、支援の決定をする。

(支払手続)

第6条 保育支援の対象者が職場訓練実施期間中にこどもを保育所等へ預けた費用については、前条で規定する申請手続を経た上で、保育所等が保育支援費請求書（第2号様式）を受託者へ提出し、保育所等へ直接支払うこととする。

(予算額)

第7条 この事業の執行は、予算の範囲内とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めのない事項については、沖縄県と協議の上定めることとする。

附則

1 この要綱は、令和7年6月13日から施行する。

保育支援費申請書

対象者 氏 名 (フリガナ)		住 所	
電話番号		保育所利用 こども氏名 (年齢)	(歳) (歳)
訓練先 企業等名		保育所等名	
職場訓練 期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	訓練中の 保育期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
備 考			
上記のとおり申請します。 令和 年 月 日 ひとり親就労チャレンジ事業 代表法人 ○○○○ 役職名 ○○ ○○ 殿 申請者 住 所 氏 名			
上記のとおり決定する。 令和 年 月 日 ひとり親就労チャレンジ事業 代表法人 役職名			

保育支援費請求書

保 育 所 等 名		住 所	
電 話 番 号		保 育 所 等 担 当 者 名	
保 育 所 等 利 用 こ だ も 氏 名 (年 齢)	(歳)	保 護 者 (対 象	
	(歳)	者) 氏 名	
	(歳)	訓 練 中 の	令 和 年 月 日 から
	(歳)	保 育 期 間	令 和 年 月 日 まで
請 求 金 額 (こども一人あたり 上限33,000円)		_____円	
請求額の算定式		【日額の場合】 対象者のこどもが保育を利用した 日の保育料の合計額 円 【月額の場合】 ※計算途中で小数点が発生した場合は、小数点以下切り捨て。 月 額 円 / 該 当 月 の 保 育 施 設 の 営 業 日 日 = 1 日 あ た り 円 1 日 あ た り 円 × 月 の 保 育 を 利 用 し た 日 数 日 = 円	
振 込 先	金融機関	労 金 ・ 銀 行 支 店 ・ 出 張 所	
	口座番号	普通預金	
	口座名義人		
上記のとおり請求します。 令和 年 月 日 ひとり親就労チャレンジ事業 代 表 法 人 ○ ○ ○ ○ 役 職 名 ○ ○ ○ ○ 殿 住 所 申 請 者 氏 名 印			
※ 決 定 金 額		※ 円	
※ 上記のとおり決定する。 令和 年 月 日 ひとり親就労チャレンジ事業 代 表 法 人 役 職 名			

- 1 この請求書には、保育料金を証明する書類を添付すること。
- 2 ※印の欄は記入しないこと。